

令和5年度前学期授業等について

2023年 2月22日

教員各位

理事（教育・国際担当） 阿部 浩二

副学長（教育担当） 村松 正和

令和5年度前学期からの授業の実施方法等については下記のとおりとします。

記

I. 令和5年4月1日から実施するもの

1. 授業の実施方法について

①講義・実験・演習等は全て対面とします。対面授業において、遠隔で実施する回数は全体の3分の1までとしてください。特に履修者の特性や授業内容等から教育効果が高いと教育委員会等に認められたものについては、授業の全部又は一部（3分の1を超えて）を遠隔授業とすることもできます。

②教室の定員は通常どおりとします。

※登学に不安を抱える学生への特例措置は廃止します。

2. 基本的な感染対策について

①手洗いやアルコール消毒液等による手指の消毒については引き続き励行することとします。

②せき、くしゃみをする際は、マスクやハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を確実に押さえることとします。

③その他一般的な感染防止対策を励行することとします。

※毎日の検温及び行動の記録とその保管、接触確認アプリの利用による陽性者との接触の確認については大学として求めないこととします。

※他者との距離の確保（2メートル、最低1メートル以上）については明確な制限を設けないこととします。

3. 登学について

※学生が登学する際の研究室における入退室記録の作成については廃止します。これまでの記録については適宜廃棄をお願いします。

4. 教室における感染対策について

①教室に入室する際は備え付けの手指消毒用アルコール消毒液で、手指の消毒を引き続き励行することとします。

②教室の机、椅子の消毒は備え付けのペーパータオル、消毒液を使用して適宜、各自で行うこととします。

③教室に設置されたCO2センサーのランプの色に注意し、教室内の換気を引き続き行うこととします。

④授業終了後、教室から退出する際は、出口が一時的にでも過密とならないよう分散して退出するとともに、アルコール消毒液で、手指の消毒を引き続き励行することとします。

※マスクの着用は任意とします。

※授業の際の教室の座席はできるだけ他者との距離を開けて着席すること、会話をする際に向かい合わないようにすることについては廃止します。

※授業で使用しない講義室の学生利用を認めることとし、利用方法について別途制度を設けることを検討中です。

5. 遠隔授業について

※遠隔授業のための情報機器等の準備が困難な場合の相談窓口を廃止します。

新型コロナウイルス相談窓口：gakuseishien2020@office.uec.ac.jp

※情報機器等の学生への貸与を終了します。

※遠隔授業のための教務補佐員の雇用は廃止します。

II. 令和5年5月8日（5類感染症に位置付け後）の取扱いについて

現在は、発熱、咳、倦怠感、のどの痛み等の症状がある場合及び感染者と濃厚接触がある場合は登学できないこととし、欠席については弾力的な取扱いとしていますが、5月8日以降については取扱いを変更します。詳細が分かり次第別途通知します。